

無線局免許手続規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第40号） 概要

- 「新世代モバイル通信システムの技術的条件」のうち「携帯電話の上空利用拡大に向けたLTE-Advanced（FDD）等の技術的条件等」（令和5年1月24日 情報通信審議会一部答申）に基づき、携帯電話をドローン等に搭載し、高度150m以上での利用や5G（FDD方式）での利用を可能とするための所要の規定整備を行うもの。

● 改正の概要

□ 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部改正

- ✓ 特定無線局の無線局事項書・工事設計書の備考欄において、運用を予定している最高高度の記載を求める記述を削除。
（別表第2号の4 注17(4)）

● 公布・施行日： 令和5年4月20日